

公 告

令和7年2月1日

大健公告第117号

ダイワボウ健康保険組合

理事長 西川 浩史

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定により、当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

記

1. 令和6年9月30日現在の平均標準報酬月額：364,839円
2. 令和7年度における標準報酬等級：25等級 360,000円
3. 適用年月日：令和7年4月1日